

別註第一

會社ノ改正案ニ對シ 役員員ノ訂正文

一 債金ハ左ノ通り支給

金貳拾圓

最高

木三員日給

金拾圓八十元也

最高

△

但シ本三員ノ任用給與願ハ社長職ニ長ノ合議制ニ依ルコト

一 年未償與ハ一年ヲ通シ三月次勤續シタル三員ニ各自

一月給三ヶ月分ヲ給與ス

特別賞與給與願ハ會社役員之ヲ決定スルニ對シ三員代表ヲ

務加シタルコト

一 一年未償與ハ勤務者ニハ日數千五百ヲ以テ一月ト定メ

一月月ニ給シ日給二日ノ割合ヲ以テ支給ス

一 勤續賞與トシテ一年勤續者ニ千五百分ヲ支給シ尚一月月

ヲ補入毎二一月ヲ加算スルコト

一 公休日ハ一年通算十二日ト定メ日割ハ別ニ之ヲ定ム

一 定休日トシテ毎月第一日曜及第三日曜ニ月ヲ莫施シ賃

シ賃金ヲ支給スルコト

一 惣務員トシテ職一人ニ年一十割ヲ支給スルコト

大正十三年七月三十九日 東京 藤澤組 倉本 浩太郎

三員代

支那長

鈴木金次郎